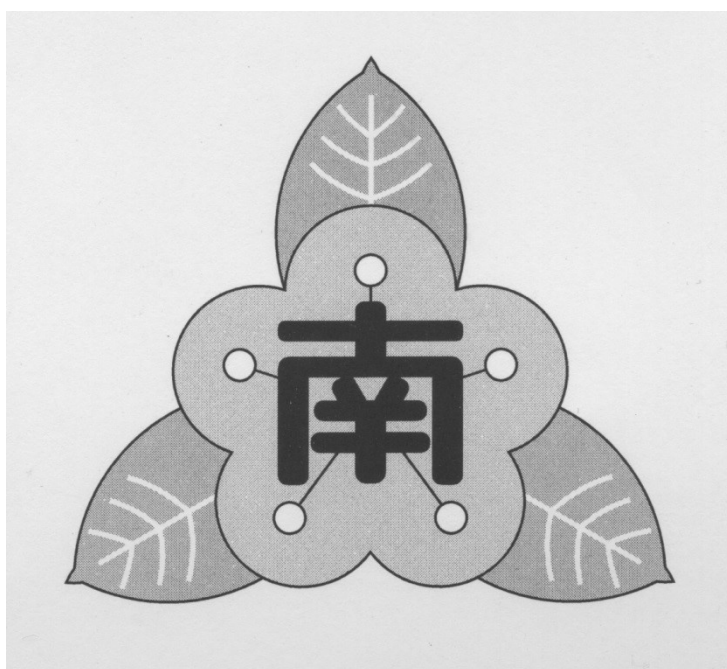


中央市立玉穂南小学校 いじめ防止基本方針



令和4年4月

中央市立玉穂南小学校

目 次

はじめに	1
第1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1 いじめ防止等の対策に関する基本理念	1
2 いじめの定義	2
3 いじめに関する基本的認識	2
4 いじめの防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの防止	3
(2) いじめの早期発見	3
(3) いじめへの対処	3
(4) 地域や家庭との連携について	3
(5) 関係機関との連携について	3
(6) 保護者の役割について	3
第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1 いじめ防止等のために玉穂南小学校が実施すべき施策	
(1) 玉穂南小学校いじめ対策委員会の設置	4
(2) 基本的施策	4
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置	6
2 重大事態への対処	7
(1) 市教育委員会又は学校による調査	7
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	10
いじめ防止指導計画　　玉穂南小学校	11
その他	
・中央市いじめ防止対策資料	12
・玉南生活いじめアンケート	16

はじめに

子供の健やかな成長は、社会全体の切なる願いであり、子供たちが将来の夢を抱きながら健やかに成長していくことができる社会の実現は、私たち大人の重大な責務です。

しかし、いじめや暴力等により、子供の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生しており、社会問題となっています。

このような中、平成 25 年 6 月 28 日「いじめ防止対策推進法」（以下、「法」という。）が、公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

この法は、いじめ防止等のための対策に関し、国、地方公共団体及び学校等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や基本となる事項を定めたものであります。

また、法第 11 条において、文部科学大臣が、いじめ防止等のための基本的な方針を策定することとされていることを受け、平成 25 年 10 月 11 日、国の「いじめ防止等のための基本的な方針」が策定されました。

中央市立玉穂南小学校では、これまで中央市教育振興基本計画に基づき、「まごころ」を教育の基本として、生きる力をはぐくむ教育、命を大切にする教育、信頼しあう教育を推進してまいりました。また、「いじめは、人間として絶対に許されない卑怯な行為であるが、どの子ども、どの学校にも起こりうるものである」という考えの下、山梨県教育委員会及び中央市教育委員会と連携しながら関係機関と協力し、いじめ防止等の対策に取り組んでまいりました。

「中央市立玉穂南小学校いじめ防止基本方針」は、これまでのいじめ防止等の取組に加え、いじめ問題への対策を社会・地域・PTA及び保護者等、総がかりで進め、学校・家庭・地域・関係機関との連携をさらに強化し、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処等をより実効的に進めるために、国や県及び市の基本的な方針を参酌し、法により新たに規定された、基本方針の策定、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにし、いじめ防止等を総合的にかつ効果的に推進するために策定したものです。

さらに、平成 30 年 9 月の「山梨県いじめ防止等のための基本的な方針」の改訂、並びに、「中央市いじめ防止等のための基本的な方針」をうけ、本校のいじめ防止基本方針を改定しました。

第 1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめは、様々な様態があり、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくいことを踏まえ、いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにする。加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護

することが特に重要であることを認識しつつ、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（法第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

○具体的ないじめの態様（例）

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

3 いじめに関する基本的認識

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

一方、いじめは加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

4 いじめの防止等に関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。さらに、いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えとともに、地域家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。このため教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

(4) 地域や家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。いじめを認知したら、関係の児童生徒や家庭間での解決を図るだけでなく、事案によっては、PTAや地域の関係機関と協議することも必要である。その場合、解決に向けた取組としてのねらいや内容を明確にすることが大切であるとともに、個人情報やプライバシーの問題も含め、慎重に対応することが重要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

(6) 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童生徒がいじめを行わないように、規範

意識を養うための指導を行うよう努めなければならない。また、日頃から、いじめの防止等について理解を深めるとともに、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることが大切である。

第2 いじめの防止等のための対策に関する事項

1 いじめ防止のために玉穂南小学校が実施すべき施策

(1) 玉穂南小学校いじめ対策委員会の設置

玉穂南小学校は、本校におけるいじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、「玉穂南小学校いじめ対策委員会」（以下、「いじめ対策委員会」という。）を設置する。

*** 平常時 「いじめ対策委員会」の構成メンバー（原則として年間3回開催する。）**

校長，教頭，教務主任，生徒指導主任，学年主任，該当学級担任，養護教諭
特別支援コーディネーター，（スクールカウンセラー）

※校内の「いじめ対策委員会」だけの対応では、不十分であると校長が判断した場合には、「**拡大いじめ対策委員会**」を臨時に開催する。

*** 「拡大いじめ対策委員会」の構成メンバーは、平常時の「いじめ対策委員会」のメンバーに加え、必要に応じて下記のメンバーを加える。**

学校運営協議会委員，P T A 正副会長，子育て支援課，青少年育成カウンセラー
児童相談所，警察など

(2) 基本的施策

① いじめの未然防止のための対策

ア 児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止等に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を図る。

イ いじめの防止等に資する活動であって、児童生徒の自治的な能力や自主的な態度を育て、必要な望ましい人間関係を築くための特別活動や児童会・生徒会活動の充実を図る。

ウ 児童生徒に達成感や充実感を味わわせる、わかる授業や、生徒指導の3つの機能（自己存在感、自己決定の場、共感的人間関係）を取り入れた授業を推進する。

② いじめの早期発見のための対策

ア 全ての児童に対する定期的な「いじめに関するアンケート調査」の実施を推進するとともに、教育相談その他の必要な措置を講じる。

イ いじめに関する相談や通報を受け付けるための電話等による相談窓口について、広く周知する。

③ 関係機関等との連携

ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、警察や児童相談所などの関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との連携強化や、その他必要な体制の整備を行う。

イ 多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、P T A

や地域の関係団体との連携促進や、学校評議員会、放課後児童クラブなど、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制の構築に努める。

ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互間の連携協力体制を整備する。

④ 教職員の資質向上

ア いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教職員の研修の充実を通して、教職員の資質能力の向上を図る。

イ いじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上に必要な措置を講ずる。

⑤ 相談支援体制の充実

ア 心理、福祉等に関する専門的知識を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどのいじめの防止を含む教育相談に応じる者を派遣する制度の充実を図る。

イ 児童及びその保護者並びに教職員がいじめに係る相談を寄せることができる体制を整備する。

⑥ いじめの防止等のための対策の調査研究等の推進

ア 以下のような、いじめの防止等のために必要な事項について調査研究及び検証を行い、その成果の普及を図る。

- ・いじめの実態把握の取組
- ・いじめの防止及び早期発見のための方策
- ・いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援の在り方
- ・いじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方等

⑦ インターネットや携帯電話を利用したいじめ(以下「インターネット上のいじめ」という)への対策

ア インターネット上のいじめは、匿名性が高く、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。

イ 児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る等の必要な教育活動を促す。

ウ インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて関係機関との連携を図る。

⑧ 啓発活動等の実施

ア いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに関する相談制度及び救済制度の具体的内容等について、児童生徒、保護者、教職員及び地域住民に対し、必要な広報その他の啓発活動を行う。

イ 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて児童生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など、家庭への支援を行う。

⑨ 学校評価・教職員評価への指導・助言

ア 学校評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、学校評価の目的を踏まえ、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、その実態把握や対応が促され、児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て、目標に対

する具体的な取組状況や達成状況を評価し、評価結果を踏まえてその改善に取り組むようにする。

イ 教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童生徒の理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等を評価するようにする。

⑩ 学校運営改善の支援

ア 教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど、学校運営の改善に努める。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校基本方針には、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」を主な項目として、「学校がいじめ問題にどのように取り組むか」、そのために「教職員は何をするのか」「保護者や地域はどう協力するのか」等を具体的に示す。

① いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒を対象に、いじめに 向かわせないための未然防止に取り組む。また、未然防止の基本は、児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

学校は児童生徒に対して、傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶようにする。

さらに、発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特徴を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

② 早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくい判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変

化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

③ いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

2 重大事態への対処

(1) 市教育委員会又は学校による調査

重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

① 重大事態の発生と調査

ア 調査を要する重大事態の例

- いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合

- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき
- ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合も設置者又は学校の判断で重大事態と捉える。
- 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき
- ・ 児童生徒や保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校は市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

学校の設置者は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。学校の設置者が調査の主体となるのは、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと学校の設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合である。

学校が調査主体となる場合は、学校の設置者は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

エ 調査を行う組織

いじめの防止等の対策のための組織又は教育委員会が設置した附属機関において調査を行う。重大事態が起きてから急遽調査を行うための組織を立ち上げることは困難である点から、地域の実情に応じて、平時から設置しておくことが望ましい。また、公立学校における調査において、学校の設置者が調査主体となる場合、教育委員会に設置される附属機関を調査を行うための組織とすることも考えられる。

ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係又は特別な利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実を速やかに調査する。

また、学校の設置者・学校自身が、たとえ不都合なことがあったとしても、事実としっかりと向き合おうとする姿勢が重要である。学校の設置者又は学校は、附属機関等に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組まなければならない。

- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

- ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないように留意する。
- ・ 調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を抑止する。
- ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。
- ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院や死亡の場合）
 - ・ 当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法は、原則として、在籍児童生徒や教職員に対して質問紙調査や聴き取り調査などを行う。
- いじめられた児童生徒が自殺した場合の対応

その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、その在り方について以下の事項に留意の上、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

 - ・ 遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
 - ・ 遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
 - ・ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助を求め、客観的かつ、総合的に分析評価を行うよう努める。
 - ・ 調査を行う組織については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
 - ・ 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
 - ・ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要である。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖

の可能性があることなどを踏まえ、報道の在り方に特別の注意が必要であり、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

カ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒、保護者及び教職員への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

②調査結果の提供及び報告

ア 調査結果を適切に提供する責任

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

学校は、「中央市立玉穂南小学校いじめ防止基本方針」の策定後においても、市・県・国の動向等を勘案して、当該いじめ防止基本方針の見直しを検討し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。